



Q 保険サービスを利用した場合、自己負担(利用者負担)はどのようになりますか？

A ○利用者は、介護サービス費用の1割を利用時に負担します。また、施設入所の場合は、平均的な家計で負担する食費の額を負担します。

○医療保険制度の高額療養費制度のような仕組みを創設し、特に低所得の方の負担が過重にならないように配慮します。

Q 保険料はどのように設定され、負担することになるのですか？

A ○65歳以上の第1号被保険者の保険料の設定に当たっては、所得段階に応じた定額保険料とすることにより低所得者の方々にとっても過重な負担とならないような仕組みとします。またその徴収は、老齢・退職年金から特別徴収(いわゆる天引き)を行うほか、特別徴収が困難な方は、光町が個別に国民健康保険税と併せて徴収します。

○第1号被保険者の保険料は国が定めるガイドラインに基づき、光町が条例で設定します。

○40～64歳の第2号被保険者については、それぞれ加入する医療保険のルールに基づき設定します。この介護保険料は、医療保険者が一般の医療保険料と一括して徴収します。

よくわかる 介護保険制度 Q&A²

(平成12年4月スタート)

Q 介護保険では、どのような手続きでサービスが利用できますか？

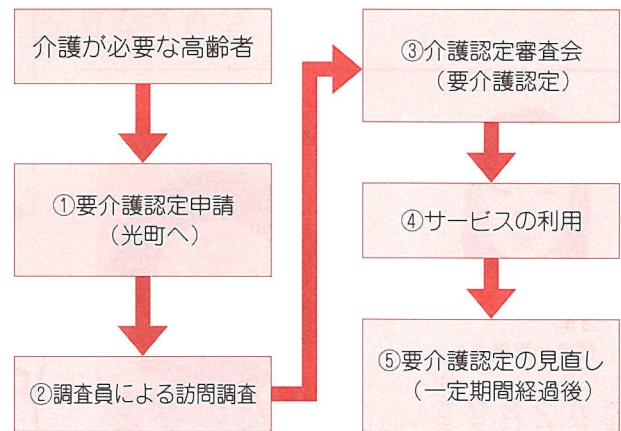
A ○介護保険では、介護を必要とする方が自らの意志に基づき、利用するサービスを選択し、決定します。

○介護を必要とする方は、要介護状態の基準に該当するか、どの程度必要なのかについて、保険者(光町)が行う要介護認定を受けます。なお、認定の結果に不服がある時は、県に設置された審査機関に不服の申立てができます。

○認定の結果を踏まえ、サービスを利用します。この時、本人または家族が直接、介護サービス提供機関に利用を申し込むこともできますし、自分に適したサービス内容の選定や介護サービス提供機関との調整について専門機関に依頼することもできます。

○要介護認定の結果は、一定期間ごとに見直します。

【在宅サービスの利用の流れ】



ドナー登録をしてみませんか

ドナー(骨髄提供者)になるには、

- ①申し込み→骨髄移植推進財団
- ②採血→登録
- ③血液データの照合→適合
- ④同意後健康診断
- ⑤骨髄液の採取(腰の骨から) 4～5日入院
- ⑥退院後再度健康診断

あなたのご協力をお待ちしています。

ドナー登録できる方

- 年齢が20歳から50歳までの健康な方
- 骨髄提供の内容を十分理解している方
- 骨髄提供について家族の同意を得ている方

財団法人 骨髄移植推進財団
☎ 0120-377-465

▷12月は骨髄移植推進月間◁

骨髄バンクを知っていますか。毎年約6,000人が白血病等の血液疾患になり、その内約2,000人が骨髄移植を希望しています。

◎骨髄移植希望患者登録状況(平成10年8月現在)

年齢別登録状況(累計)		疾患別登録状況(累計)	
年齢	人数	疾患名	人数
0～5歳	729	急性白血病	3,481
6～15歳	1,341	慢性白血病	1,404
16～25歳	1,759	重症再生不良性貧血	788
26～35歳	1,390	骨髄異形成症候群	627
36歳以上	1,549	先天性の疾患	190
合計	6,768	その他	278
		合計	6,768

“いのちを救えるのは
あなたかもしれない”